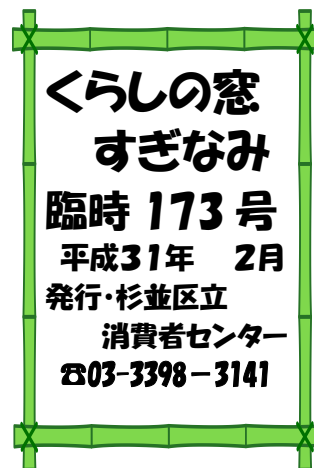


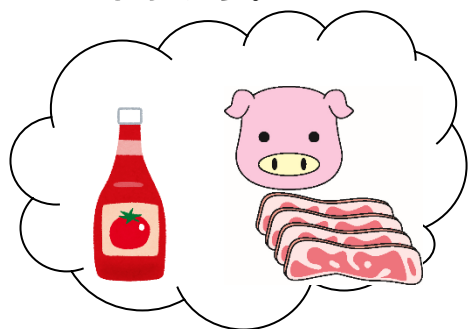
ご存知ですか？

「単位価格表示」

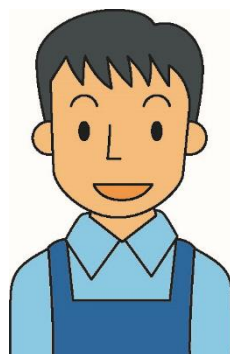


単位価格表示とは、

東京都消費生活条例で定められており、商品の販売価格とあわせて、単位量あたりの価格、例えば、「100 グラムあたり〇〇円」「10 ミリリットルあたり〇〇円」などと表示することをいいます。この表示により、消費者が商品を購入する際に、異なる量目間・ブランド間、あるいは店舗間の価格比較が容易になります。また、単価の重要性を再認識し、品質と価格の関係を考えるきっかけにもなります。

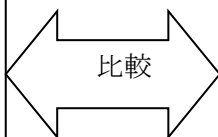


「消費者庁 イラスト集より」



「じっくり、
商品をえらんで
ください。」

商品名	〇〇ケチャップ
100 g 当たり	71.7 円
内容量	300 g
販売価格	215 円



商品名	△△ケチャップ
100 g 当たり	85.7 円
内容量	210 g
販売価格	180 円

《裏面に続く》

杉並区役所 Consumer Center Information

杉並区立消費者センター



相談電話 **03-3398-3121**

ホームページ

杉並区立消費者センター

検索

相談受付時間 午前9時～午後4時(平日)

杉並区天沼 3-19-16 ウェルファーム杉並 3階



「消費者庁 イラスト集より」

Q どんな品目が対象ですか？

単位価格を表示すべき品目として、68品目を指定しています。

加工食品・・・ベーコン・ハム・ソーセージ・粉ミルク・
チーズなどの45品目

生鮮食品・・・かぼちゃ・精肉・まぐろ・さけ・れんこん・
やまといもの6品目

日用雑貨・・・合成洗剤・ねりはみがき・シャンプー・ヘアリン
スなどの17品目



「消費者庁 イラスト集より」

Q 単位価格表示の対象となる品目は何を基準に選定しているのですか？

消費者が日常ひんぱんに購入し、あるいは消費生活に密着し、かつ、短時に品質、内容量が著しく変化しない商品であって、消費者の希望の多いものを基本として、商品の比較選択を難しくする次の要因を考慮して選定します。

- ◆内容量が不統一又は多様である
- ◆ブランド数が多い
- ◆品質が多様である
- ◆容器又は包装の形態が多様である

消費者にとって分かりやすく、目につきやすいよう、次のいずれかの方法をとることが指定されています。

- ◇商品ごとに直接ラベルを貼り付けるか印刷する。
- ◇商品の陳列棚等にラベルを貼り付けるか差し込む。
- ◇商品の近くに下札又は置札で表示する。
- ◇商品の近くに一覧表で表示する。

◆「単価価格表示」を参考に、賢いお買い物をしてください。

この記事の詳細は、東京暮らしWEBをご覧ください。

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/trouble/documents/trouble76-tannikakau.pdf>

(参考 東京都消費生活総合センター)

 杉並区役所 Consumer Center Information

杉並区立消費者センター



相談電話 **03-3398-3121**

ホームページ

杉並区立消費者センター

検索

相談受付時間 午前9時～午後4時(平日)

杉並区天沼 3-19-16 ウェルファーム杉並 3階